

第7章 古戦場公園再整備基本計画

7-1. 計画の基本方針

1) 計画の基本的方向

- ・国の重要な歴史資産であり、長久手市の貴重な観光資源である国指定史跡「長久手古戦場」の環境・景観を保存し、未来に継承していく。
- ・多くの人が集う駅前立地環境を活かし、「小牧・長久手の戦い」、「戦いの背景となった農村の暮らし」の情報を収集・展示し、「戦国の歴史と風土」の魅力を伝える。
- ・世代を超えた交流を図るリニモテラス公益施設と、訪れる人が歴史をしのぶ古戦場公園が両輪となって連携し、魅力的な長久手古戦場駅前交流環境を創造する。
- ・古戦場公園を拠点に、長久手の史跡・自然・農村環境・観光ポイントを巡るさまざまなニーズに対応した回遊散策ルートを整備し、市内フィールドミュージアム化を図る。
- ・ワークショップ、アンケート等により多くの市民の意見を結集し、市民が考え、市民がつくり、市民が主体となって運営する古戦場公園を目指す。

2) 古戦場公園再整備のテーマ

《 秀吉と家康が戦い、歴史が動いた。ここ長久手で。 》

～古戦場をめぐり、体感する。訪れてみたくなるフィールドミュージアム～

(基本構想時に決められた古戦場公園再整備のテーマ)

3) 計画の基本方針

①国指定史跡地の扱い

- ・勝入塚、庄九郎塚等の石標・顕彰碑は、必要な補修・環境整備を行い保存・継承する。
- ・国指定史跡地における現状変更は、必要最少限に留める。
- ・国指定史跡地の現状地形・植生は古戦場公園の主たる景観として保全に努める。
- ・園路等の整備、危険箇所の改良等は、文化庁と協議を行い、関連法規に従い整備する。

②景観イメージ

- ・国指定史跡地の隣接地である東側ゾーンは、必要な再整備を行いつつ、国指定史跡地の景観との調和に配慮し、長久手古戦場に相応しい景観を整備する。
- ・庭園は、築山の勾配を緩くし、修景とイベントの兼用ができる環境に再整備する。
- ・西側ゾーンは、国指定史跡地の景観との調和に留意すると共に、周辺住宅地の景観を緩和し、長久手の伝統的な地域景観を形成する。

③主要施設の配置、既存施設の扱い

- ・東側ゾーンは、国指定史跡地の景観に留意し、地上部への建築物の配置は最少化する。
- ・リニモテラス公益施設と連携する庭園東側に、古戦場広場・ガイダンス施設を配置する。
- ・長久手市郷土資料室は、地階を改修活用し、1・2階は撤去する。

- ・和弓場は、国指定史跡地の景観保全の観点から移転等について検討した結果、弓道活動継続の必要性があり、また古戦場に相応しい体験施設であることから、計画の改訂・見直し時点までは、既存和弓場の改修を行い、現状規模で存置する。
- ・歴史民俗体験施設は、農家仕立ての施設を想定し、南庭を備えた環境を形成し、西側ゾーンに配置する。
- ・西側ゾーンには、歴史民俗体験施設と調和した展示機能を持った納屋・多目的休憩所・収蔵庫・トイレ・南庭・駐車場・バス駐車場を整備する。
- ・駐車場は、国指定史跡地の景観の保全・再生を優先させ、必要最少限の台数整備に留める。
- ・ランドマークは、国指定史跡地の指定理由及び古戦場景観のあり方を考慮し、幟旗等を想定し、その配置・形態について検討する。

④ガイダンス施設の規模

- ・ガイダンス・展示機能を充実させるため、現状の郷土資料室の展示面積 154 m²の 2 倍以上の展示スペースを確保する。
- ・全体規模については、学習・市民の運営への参画・交流機能の充実等を図るため、現状の郷土資料室 (477.581 m²) の 2 倍程度 (約 1,000 m²) のスペースを確保する。

7-2. 主要施設配置の検討

1) 基本構想における主要施設配置の方針

- ・古戦場公園再整備基本構想における主要施設の配置について、既存の郷土資料室は、老朽化及び国指定史跡地の景観保全の観点から、地上部分については撤去、和弓場は、西側ゾーンもしくは新たな場所への移転、庭園は現状保全、駐車場は現状位置付近に設置する方針となっている。
- ・導入施設としては、郷土資料室の機能を拡充する方向で、ガイダンス施設・資料館およびランドマークの整備、歴史民俗体験の場として多目的棟の整備の方針が出され、ガイダンス施設は、木造若しくは地下埋設型で、ランドマークと共に東側ゾーンに配置、資料館・多目的棟は西側ゾーンに配置することとされている。

2) 主要施設配置の考察

- ・本計画では、基本構想において未検討であった以下の課題について考察し、基本構想の趣旨を尊重しつつ、主要施設の適切な配置を定める。

①ガイダンス施設と資料館棟を分離配置した場合の課題

- ・東側ゾーンと西側ゾーンは約 150m 離隔しているため、ガイダンス施設と資料館棟を東西に分離配置すると、受付・事務関連諸室や人員を重複配置する必要が生じ、維持管理費用の増加要因となる。

②ガイダンス施設の規模に関わる課題

- ・現状の郷土資料室の規模は、地下 1 階 117.93 m²、1 階 204.35 m²、2 階 155.30 m²、延べ床面積計 477.58 m²、展示面積は、1 階 70.00 m²、2 階 84.00 m²、計 154.00 m²である。

- ・展示やボランティア活動スペースを充実させつつ、事業規模を勘案すると、施設面積は約1,000 m²程度、うち展示面積は300～350 m²程度の数値設定となる。

③資料館棟・多目的棟近接配置に関わる課題

- ・多目的棟は、歴史民俗体験機能を満たすため、農家仕立ての施設と共に、南庭や納屋・収蔵庫等必要施設の併設、植栽等による長久手の伝統的景観の整備が求められる。
- ・両施設を、西側ゾーンに収めるためには、ゾーン全域に施設を展開する必要があり、構想に謳われている広場スペースを十分確保できず、史跡景観への影響が生じる。

④既存郷土資料室の利活用についての課題

- ・既存郷土資料室を活用する場合は、古戦場景観にそぐわないため2階から1階に減築し、耐震補強他必要な改造を行い、1階をガイダンス施設とする手法しか選択肢が無い。

⑤和弓場の移転に関わる課題

- ・和弓場の西側ゾーンへの移転は、周辺住宅環境への影響があり、他所への移転は、移転時期・用地確保、整備事業費の問題が生じる。

⑥ランドマークに関わる課題

- ・ランドマークの想定設置位置は、ガイダンス施設近辺となっており、古戦場景観への影響が大きい。
- ・物見櫓等の戦国風ランドマークは、野戦の舞台であったこの地には相応しくない。

⑦駐車場に関わる課題

- ・利用者増に対応した駐車場整備は、空間的な制約があることから、古戦場景観の保存を優先した駐車台数を設定することとなる。

3) 比較検討案の策定と評価

- ・主要施設の配置の比較検討案の作成
- ・ガイダンス施設・資料館（棟）・歴史民俗体験施設の配置については、以下の3案を作成し、課題の解消等について評価することにより主要施設配置の方向性を導くものとする。

4) 配置案の検討

①配置案－1. 基本構想踏襲案

- ・ガイダンス施設を東側ゾーン、資料館棟・歴史民俗体験施設・多目的休憩所を西側ゾーンに配置
- ・ガイダンス施設は、東側ゾーンの史跡地・庭園を觀賞できる位置に配置。

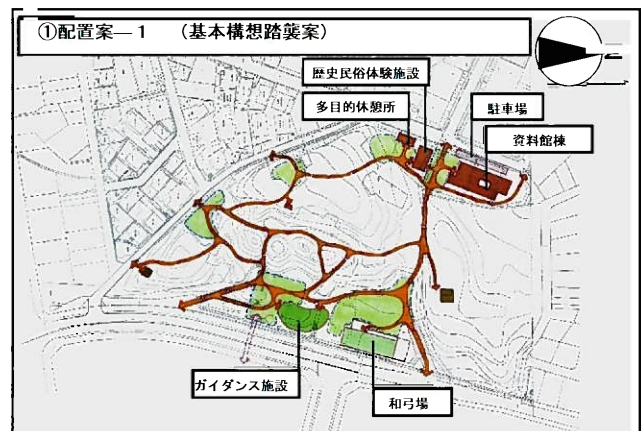


図 1 配置案－1 施設配置検討図

○配置案－1の課題

- ・案内機能等が重複配置となるため、イニシャル・ランニング費用が嵩み、管理・運営が煩雑となる。
- ・利用者にとってガイダンスと展示鑑賞行為が東西に分断され、使いづらい環境となる。
- ・西側施設ボリュームが大きく、歴史民俗体験施設の伝統的景観の整備に制約が発生する。

②配置案－2. 展示施設集約案

- ・ガイダンス施設・資料館を東側ゾーンに、歴史民俗体験施設・多目的休憩所、納屋、トイレを西側ゾーンに配置
- ・ガイダンス施設は、東側ゾーンの古戦場景観・庭園を觀賞できる位置に配置
- ・ガイダンス施設主要部は地下に配置
- ・西側ゾーン南寄りの部分に芝生広場を確保



図 2 配置案－2 施設配置検討図

○配置案－2の課題

- ・資料館が地下配置となるため、自然採光・換気が十分取れず、地上配置に比べ建設コストが割高の傾向となる。

③配置案－3. 既存建築活用案

- ・ガイダンス施設(既存建築物)を東側ゾーンに、資料館棟・歴史民俗体験施設を西側ゾーンに配置
- ・景観等に配慮し、建築ボリュームを小さくする(郷土資料室2階部分を撤去)。
- ・内・外装のやり変え、1階部分の増改築を行ない、ガイダンス施設として再整備
- ・西側に、資料館棟、歴史民俗体験施設および多目的休憩所を配置



図 3 配置案－3 施設配置検討図

○配置案－3の課題

- ・耐震補強、内外装等の改修費用が嵩むため、既存建築物活用による経済効果は少ない。
 - ・構造上の制約により、配置案－1及び配置案－2に比べガイダンス機能は劣る。
 - ・利用者にとってガイダンスと展示・鑑賞行為が東西に分断され使いづらい環境となる。
 - ・施設ボリュームが大きく、歴史民俗体験施設の伝統的景観の整備に制約が発生する。
- ・以上3案の比較により、経済効果が少なく、景観的課題がある配置案－3を除外し、配置案－1及び配置案－2について詳細な比較検討を行う。

5) 配置案－1・2の比較

- ・評価の視点・・・基本構想で重視する古戦場の景観保全はどちらが優れているか
 - ・・・長久手地域景観の形成はどちらが優れているか
 - ・・・利用者の利便性はどちらが優れているか
 - ・・・展示・解説機能面において、どちらが適切か
 - ・・・管理・運営面において、どちらが合理的か
 - ・・・建設コスト・維持管理コストはどちらが有利か

・評価基準 ○良い ×悪い △どちらとも言えない

検討項目	配置案－1 (ガイダンス施設・資料館東西分離案)	評価	配置案－2 (ガイダンス施設・資料館東側集約案)	評価
a.古戦場の景観保全 (東側ゾーン)	・地上部は基本構想で重視する古戦場の景観保全が可能である。	○	・ガイダンス施設を配置 ・地下に資料館を配置 ・地上部は基本構想で重視する古戦場の景観保全が可能である。	○
b.歴史民俗景観 (西側ゾーン)	・東西連絡動線南側に2階建て資料館棟を、北側に歴史民俗体験施設約130㎡・南庭・納屋・多目的休憩所等を配置 ・資料館の立地により空間のゆとりが乏しく、緩衝緑地や長久手伝統景観の整備が十分行えない。	×	・東西連絡動線北側に歴史民俗体験施設 約130㎡・南庭・納屋・トイレ・多目的休憩所等を配置 ・空間にゆとりがあり、緩衝緑地の整備ができ、現況樹林との景観連続性も確保できる。	○
c.来場者の利便性	・ガイダンス施設と資料館棟とが約150m離れているため、雨天・夏冬の移動が不便 ・分離配置のため鑑賞行為が分断	×	・ガイダンス施設と資料館とが一体化しているため利便性が高い。	○
d.展示・解説機能 (展示面積を同規模とした場合)	・ガイダンス施設と資料館棟が離れているため重複解説が必要 ・展示が2フロアとなるため展示の自由度、展示面積が制限される。	△	・ガイダンス施設と資料館が一体化しているため重複解説不要 ・展示が1フロアであるため展示の自由度、展示室面積が確保できる。	○
e.管理運営の合理性	・ガイダンス施設と資料館棟に、それぞれに受付・解説・事務機能を配置する必要がある。	×	・ガイダンス施設と資料館が一体化しているため、受付・解説・事務機能を集約できる。	○
f.建設コスト 維持管理コスト	・建設単価は少し安価であるが所要建築面積が多くなる。また運営管理人員も多く必要となる。	△	・建設単価は少し高いが、所要建設面積が少なくなる。運営管理人員を集約できる。	△

・以上の評価に基づき、市民ワークショップで検討した結果、b・c・d・eの検討項目において評価が高い配置案－2 (ガイダンス施設・資料館東側集約案) を採用することとし、以後の計画を行う。

7-3. ゾーニング・主要施設配置計画

1) 計画地のゾーニング・主要施設配置計画

①国指定史跡地

- ・計画地の北から南に延びる樹林に覆われた国指定史跡地で、保存を重視したゾーン
- ・国指定史跡地は、長久手合戦当時の歴史環境を保存し、未来に継承する役割を担うため、野戦の趣を今日に伝えている石標・顕彰碑・地形・樹林地等を保存しつつ、野戦環境を体験・散策できる最少限の回遊型園路を整備する。

②東側ゾーン

- ・国指定史跡地の東側幹線道路側への「顔」となる景観を構成し、史跡の解説、案内機能を持った施設を整備するゾーン
- ・ゾーン北側は、既設の和弓場を保存活用し、来場者用駐車場、緑地を整備する。
- ・ゾーン南側は、庭園を活かしながら、国指定史跡地に相応しい補植を行い、庭園東側に、集合・休養機能を持った古戦場広場と歴史解説・展示・案内機能を持ったガイダンス施設を整備するとともに、東側に外部との景観圧を緩和するための植栽を行う。

③西側ゾーン

- ・緑に包まれた環境とし、市街地と国指定史跡地との景観緩衝的役割を果たすゾーン
- ・本ゾーンは、国指定史跡地と住宅地に隣接する立地にあるため、住宅地の景観を遮蔽する建築配置・植栽を行い、長久手の伝統的な暮らしの体験ができるよう歴史民俗体験施設や納屋・収蔵庫・多目的休憩所を中心に、交流の場となる南庭や芝生広場・駐車場・バス駐車場を整備する。

④モニュメント用地

- ・古戦場公園南側の交差点の既存巨木をランドマークとする古戦場ゲートゾーン
- ・古戦場の前庭機能を持つため、既存モニュメントを活かしつつ、必要な環境を整備する。



図 4 ゾーニング図

7-4. 動線計画

1) 動線計画の基本方針

- ・ 車両エントランス・ 東側ゾーンの既存スロープ、西側ゾーンのT字路交差点付近にバス出入口及び北西側の駐車場出入口の計3箇所確保する。
- ・ 管理用車両動線・ 主要施設を結ぶ管理用車両動線を確保する。
- ・ 歩行者エントランス・ ガイダンス施設地階及び北西側歩行者専用道路取り付け部、西側T字路交差点付近にエントランスを新設し、既存郷土資料室南階段、西側既存トイレ南西階段は廃止し、その他は既存エントランスを活用する。
- ・ 散策園路・ 国指定史跡地内は、既存園路の改修・再整備とし、東西連絡園路、国指定史跡地内の散策園路、北側歩行者専用道路や庄九郎塚を結ぶ散策園路を整備することにより、国指定史跡地の環境保存と活用に寄与する秩序ある回遊動線を計画する。
- ・ バリアフリー動線・ 古戦場広場と西側エントランス・歴史民俗体験施設間に、東側ゾーン・西側ゾーンを連絡するバリアフリー動線を自然の地形に沿った形で確保する。
 - ・ 東側市道と庭園のある公園の地盤レベルとは、ガイダンス施設内にエレベーターを設置することによりバリアフリー動線を確保する。

2) 駐車場整備計画

- ・ 駐車場の整備は、国指定史跡地の景観に配慮し、必要最少限に留める。
- ・ バス駐車場は、小学校等の団体利用に配慮し、西側ゾーンに整備する。

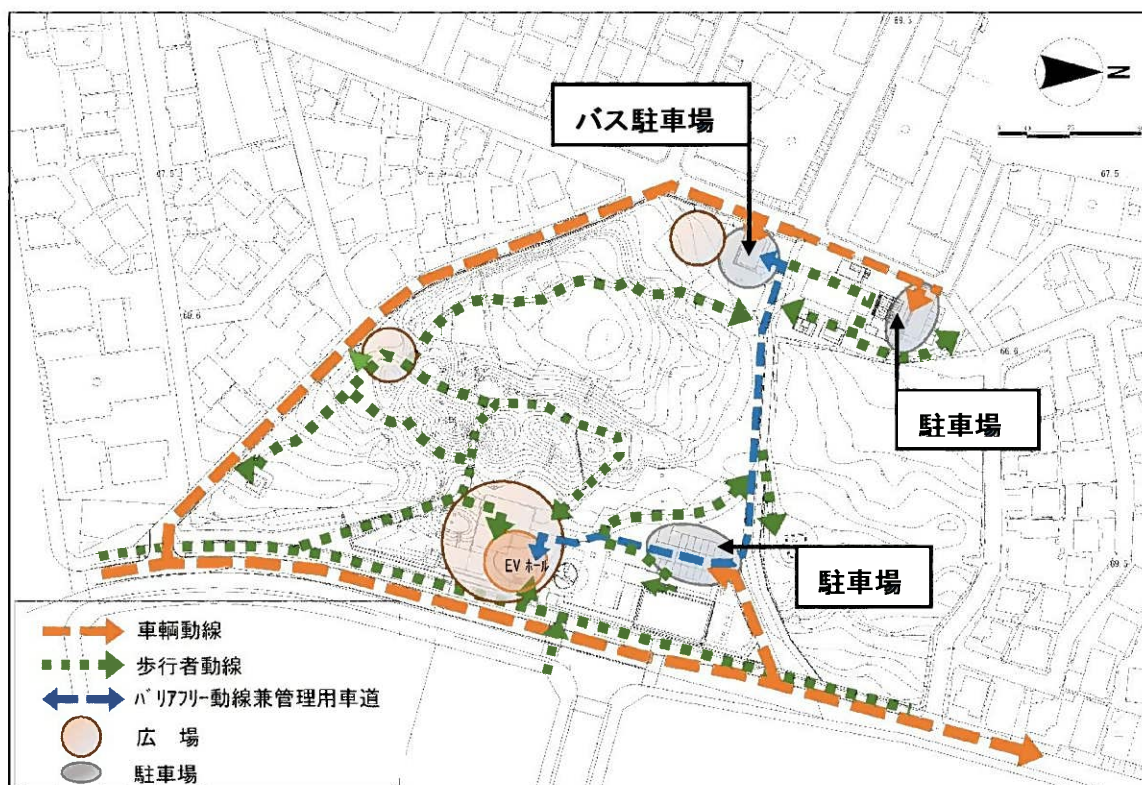


図 5 動線計画図

3) 駐車台数の算定

- ・国指定史跡地を含む計画地の総面積は、32,203.97 m²であり、その内、古戦場公園の都市計画公園区域面積は 11,330.57 m²である。
- ・建築を含む園地面積は、都市計画公園区域面積 11,330.57 m²に西側園地 3,087.78 m²を加えた 14,418.35 m²、計画地における樹林地面積は、17,785.62 m²である。
- ・計画地の必要駐車台数は、古戦場公園の平成 27 年度年間来場者数から、ピーク日滞在率・回転率（観光計画の手法、昭和 51 年、1976）に基づいてピーク日来場者数、ピーク時来場者数を導き、自家用車利用率（都市公園利用実態調査 平成 26 年度、2014）によって算定する。
- ・3 季型は、春から秋までの利用が多数を占め、冬場の利用がほとんど無い利用形態
- ・4 季型は、春から冬まで通年利用される利用形態

- ・計画地の総面積 32,203.97 m² (3.22ha)
- ・計画地の利用面積 11,330.57 m² + 3,087.78 m² = 14,418.35 m² (1.44ha)
- ・古戦場公園（平成 27 年度、2015）年間来場者数 = 32,858 人
- ・ピーク日利用率（3 季型 1.67%）（4 季型 1%）
 - ・ピーク日滞在中者数（3 季型） 32,858 人 × 0.0167 = 549 人
 - （4 季型） 32,858 人 × 0.01 = 329 人
- ・回転率（滞在時間 2 時間を想定） 1 / 3.5
 - ・ピーク時滞在中者数（3 季型） 549 人 × 1 / 3.5 = 157 人
 - （4 季型） 329 人 × 1 / 3.5 = 94 人
- ・自動車利用率（地区公園自動車利用率 28.6%）
- ・3 季型の場合の必要駐車台数 157 人 × 28.6% ÷ 2 人（1 台当り乗車人数） ≒ 22 台
- ・4 季型の場合の必要駐車台数 94 人 × 28.6% ÷ 2 人（1 台当り乗車人数） ≒ 13 台

4) 駐車場整備計画

- ・計画地（古戦場公園）の必要駐車台数は、3 季型で算定した場合は 22 台、4 季型で算定した場合は 13 台となる。
- ・駅前整備や古戦場公園再整備による今後の来場者数増加に対応する駐車場の増設は、国指定史跡地の景観の劣化に繋がるため、古戦場公園における駐車場整備は、必要最少限に留めることが妥当である。
- ・以上から国指定史跡地の景観性を重視し、現状の年間来場者数にほぼ対応できるものとし、一般来場者用駐車場を東側ゾーンに 15 台分、西側ゾーンに 5 台分、計 20 台分を整備すると共に、西側にバス駐車場を 2 台分整備するものとする。

7-5. 史跡環境整備計画

1) 史跡地の現状

- ・小牧・長久手の戦いは、計画地を最大の激戦地とするものの、広い範囲で展開されたものであるが、周辺開発や当時の土地所有の状況により、計画地内の国指定史跡地は、現状の16,571 m²に留まっており、国指定史跡地内には市有地飛び地が存在している。

(第3章 図3 公園区分図参照)

2) 国指定史跡地の拡張

- ・駅前大型商業施設が開業したことにより、来場者増等による国指定史跡地への環境圧が増大するが、長久手市の貴重な歴史文化遺産(全国で数少ない古戦場としての国指定史跡地)である長久手古戦場を良好な状態で後世に継承していく必要がある。
- ・このため、国指定史跡地の保存のみならず、国指定史跡地内市有地飛び地を国指定史跡地に組み入れ、国指定史跡地の区域を拡張することにより、より一層国指定史跡地の環境を保全、復旧を図る。

7-6. 公園整備計画

1). 造成計画

- ・国指定史跡地保存の観点からは、合戦当時の地形に戻すことが理想であるが、原地形に戻せば、計画地東側ゾーンは斜面地形となるため、利用者の滞留空間を十分確保できず、東側道路・大型商業施設からの景観圧を受けることにより、計画地の良好な「歴史に親しむ環境」を確保することが困難となる。
- ・このため、計画上必要な微調整を行うものの、現状の地形を基本的に活かした造成レベル計画とする。
- ・庭園は、庭園としての景観的魅力とイベント等の利用を両立させるため、現状の築山を切土造成により緩斜面化する。
- ・西側ゾーンの主要施設整備区域については、西側道路の入口部分及び東西連絡園路のバリアフリー環境を確保するため、1m程度の切土造成を行う。
- ・国指定史跡地及び国指定史跡地内市有地飛び地の樹木の根上がり箇所については、国指定史跡地の重要な要素である樹林保護のため、東側及び西側ゾーンの造成工事で発生した余剰土を用い、必要箇所に10~20cm程度表土を敷きならす。

2). 設備計画

①雨水排水計画

- ・国指定史跡地及び国指定史跡地内市有地飛び地においては、景観的配慮から新たな雨水排水設備は設置しない。
- ・東側ゾーンにおいては、ガイダンス施設・古戦場広場・駐車場整備に伴う排水設備を整備するが、それらの端末は、原則として既存排水設備に繋ぐことにより、排水工事費の軽減を図る。

- ・西側ゾーンにおいては、施設・南庭・駐車場等の整備に伴う排水設備を整備し、それらの端末は、最寄りの道路側溝若しくは排水桝に接続する。

②汚水排水計画

- ・東側ゾーンの郷土資料室地階改修に伴い、男女別のトイレを整備し、また和弓場の射場に湯沸しを整備する計画であるが、これらからの排水は既存污水管に接続する。
- ・東側ゾーンにガイダンス施設、西側ゾーンに歴史民俗体験施設・多目的休憩所・トイレ等を整備する計画であるが、それらの排水端末は東西それぞれの最寄りの道路内污水管に接続する。

③給水設備計画

- ・東側ゾーンの郷土資料室地階改修に伴う男女別のトイレ、和弓場の射場の湯沸しを整備し、東側ゾーンのガイダンス施設、西側ゾーンの歴史民俗体験施設・多目的休憩所・トイレ等に必要な給水設備を設置する。
- ・国指定史跡地隣接地の緑地再整備に伴い、必要な散水栓等を整備する。

④電気設備計画

- ・東側ゾーンの郷土資料室地階・和弓場等の既存施設の改修計画に伴う照明・電気設備の老朽箇所を更新する。
- ・東側ゾーンのガイダンス施設、西側ゾーンの歴史民俗体験施設・多目的休憩所・納屋・収蔵庫・トイレ等の整備計画に伴う必要な電気設備を設置する。
- ・東側及び西側ゾーン・東西連絡園路には、照明灯を設置し、利用者の夜間照明設備の設置は必要最少限に留める。
- ・省エネに配慮し、照明器具は LED 照明を基本とする。

⑤ガス設備計画

- ・東側ゾーンのガイダンス施設、西側ゾーンの多目的休憩所の整備計画に伴うガス設備を設置する。

⑥安全設備計画

- ・東側ゾーンのガイダンス施設、西側ゾーンの歴史民俗体験施設・多目的休憩所・納屋・収蔵庫・トイレには、防犯・安全対策のため、防犯カメラを設置する。

3) 園路・広場計画

①園路計画

- ・国指定史跡地の現況樹林環境の保全（樹林地への無秩序な立ち入りの制御）と利用者の散策利用を両立させるため、国指定史跡地内には、昭和 59 年（1984）当時の園路ルートを活用した西側ゾーン～庭園南広場間の連絡園路及び庄九郎塚～庭園南広場連絡園路、また勝入塚連絡園路（幅員 1.2～1.5m、土系舗装）を整備する。

- ・庭園内散策園路は、舗装の痛みが激しいため、舗装を改修（土系舗装）する。
- ・西側ゾーンは、出入り口から各施設を結ぶ園路（幅員 1.5～2.7m、土系舗装）を整備する。
- ・東西連絡園路は、一部国指定史跡地内の整備を伴うが、管理用車両道路兼用とし、バリアフリー基準に基づき自然の地形に沿った形態で整備（幅員 2.4～2.7m、土系舗装）する。
- ・東側の既存の車両出入り口及び駐車場までの通路は、現状形態で利活用する。
- ・東南側から古戦場公園に出入りする階段は、現状形態で利活用する。
- ・計画地南西部の既存階段は、撤去し、道路沿いの既存石積みは、ガイダンス施設整備に併せて再整備する。

②広場計画

- ・長久手古戦場の国指定史跡地及び国指定史跡地内市有地飛び地に新たな広場等は整備しないが、既存トイレ付近には、休息のためのベンチ等を設置する。
- ・庭園南側の既存休息広場は、その西側部分を植栽地に変更し、ベンチ・舗装を更新（土系舗装）し、「庭園南広場」として整備する。
- ・庭園東側は、古戦場公園のメイン広場として位置づけ、「古戦場広場」として、石舗装・ベンチを整備する。
- ・和弓場西側の駐車場は、イベント時に広場利用ができる環境として整備（石舗装）する。
- ・東側ゾーン北側駐車場周辺は、芝生園地として整備し、ガイダンス施設・和弓場間（郷土資料室 1・2 階撤去跡地）の地上部には、休息のためのベンチ等を設置する。
- ・西側ゾーンの歴史民俗体験施設南側は、昔ながらの生活・遊び体験や交流イベント等ができる南庭を整備（土系舗装＋芝生舗装）する。
- ・バス駐車場南側は、現状緩斜面地形を活かし、芝生休息広場として整備する。

4) 施設計画

①ランドマーク計画

- ・郷土資料室西側の時計塔は解体・撤去する。
- ・長久手古戦場石柱、棒の手記念碑、史跡内歌碑及び街角モニュメントは、それぞれ現状位置に残す。
- ・古戦場公園には、新たなランドマークを設けず、駅前からの眺望に対するアイストップランドマークとして「幟旗」を適所（古戦場広場、公園ゲート）に配置する。

②休養施設計画

- ・既存ベンチは老朽化しているため、撤去し、新たに広場等に石ベンチ、和風ベンチ、縁台の設置を行う。
- ・ガイダンス施設ライブラリーカフェ前及び多目的休憩所前には、可動式の縁台を配置する。

③サイン・インフォメーション計画

- ・国指定史跡地及び隣接地には、解説板・注意板等が整備されているが、ステンレス製等素材デザインが歴史的景観に相応しくないため、順次、統一性のある国指定史跡長久手古戦場に相応しい自然素材を多用したデザインのサイン・インフォメーション施設に更新する。
- ・総合案内板、史跡案内板、注意板、道標を必要箇所に整備する。
- ・附及び長久手合戦関連史跡についても、計画地と統一したデザインのサイン・インフォメーション施設を整備する。

④管理施設計画

- ・国指定史跡地を含む公園境界部等の危険な急傾斜地には、必要に応じ、国指定史跡地景観と調和した人止め柵等を整備する。
- ・ゲート広場、駐車場等の必要箇所に車止め（可動式含む）を設置する。

5) 樹木管理計画

①計画地の植生の変遷

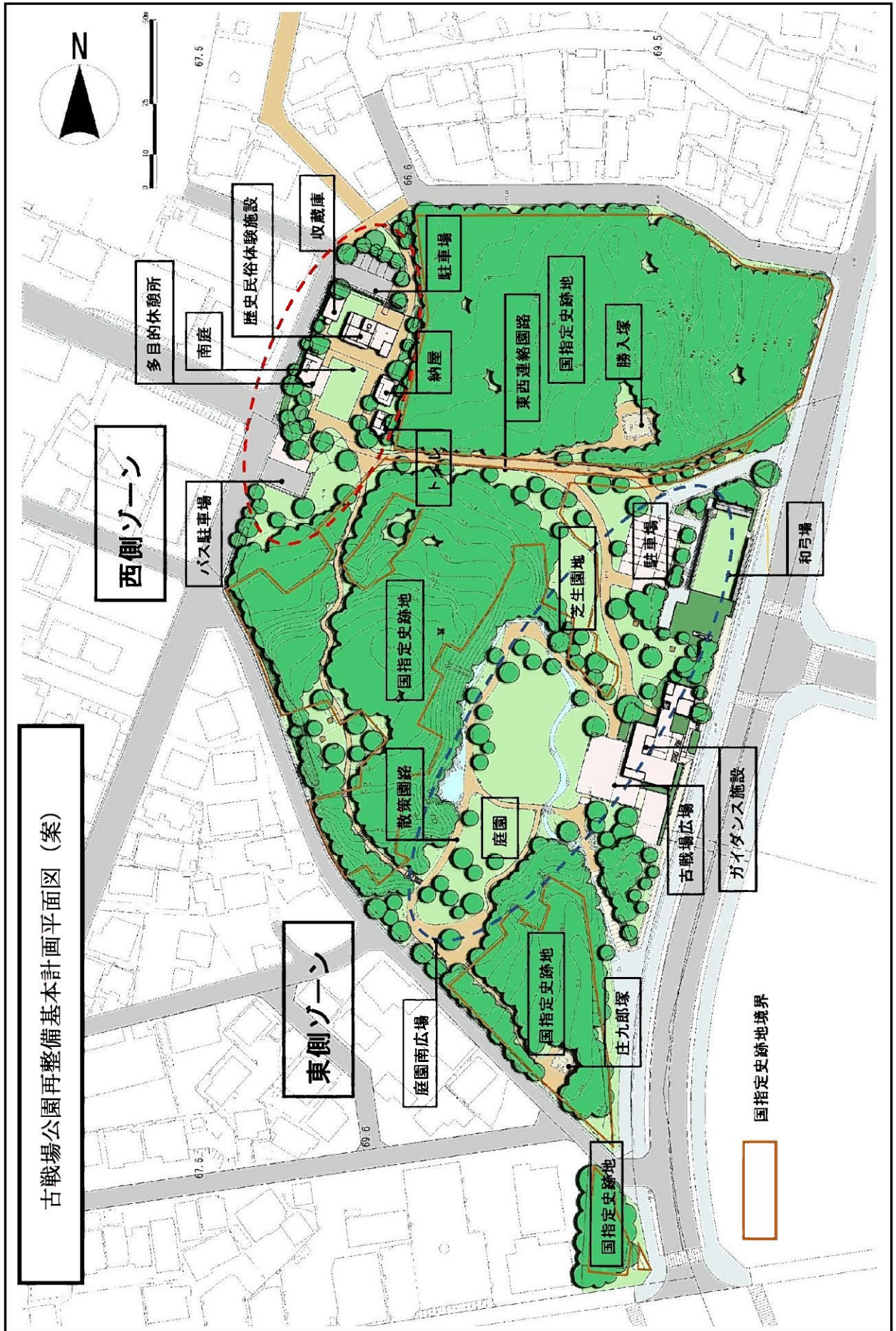
- ・長久手合戦当時の計画地の植生は、松を主体とした樹高の低い薪炭林であったが、江戸期、米作の収量増加に効果のある雑木林に更新されていったが、昭和34年(1959)の伊勢湾台風により、多くの樹木は壊滅的打撃を受けた。
- ・その後、計画地の雑木林は回復し、昭和59年(1984)の勤労者野外活動施設及び公園整備工事により、ソメイヨシノ、モミジ、クロマツ、イチョウ等の修景植栽が行われ、現在に至っている。

②樹木管理の考え方

- ・計画地全域が砂防指定区域に、また計画地の内、国指定史跡地全域 16,572.62 m²と古戦場モニュメント部 576 m²が風致保安林（森林法）に指定されている。
- ・大型商業施設の開業等、周辺の都市化による「国指定史跡地」の環境への景観圧を緩和する必要がある。
- ・国指定史跡地の現況植生は、「史跡長久手古戦場保存活用計画」に基づき、通景に配慮し、現状の雑木林に適正に手を加える。（適正な樹木管理をする。）
- ・国指定史跡地の隣接地の庭園や東側及び西側ゾーンに地域性樹木により補植を行い、周辺の大型商業施設、住宅地景観を緩和する。

③既存樹木等の扱い

- ・全国の史跡公園等も同様であるが、当時は存在しなかったソメイヨシノが、訪問の目的となり集客に貢献しており、古戦場公園においても4月初旬は、花見客で賑わっている。
- ・ソメイヨシノは、病虫害の対策、整枝は行うが、「国指定史跡地」内のソメイヨシノが枯死した場合は補植しない。
- ・外来種の植栽樹木については、伐採・除去する。
- ・石標・顕彰碑等史跡保存に影響のある樹木については伐採・除去する。



古戦場公園再整備基本計画平面図 (案)

図 6 古戦場公園再整備基本計画平面図 (案)



古戦場公園再整備全体鳥瞰図（案）



古戦場公園再整備 西側ゾーン（歴史民俗体験施設一帯）鳥瞰図（案）